

電波監理審議会（第 1 1 4 5 回）議事要旨

1 日時

令和 7 年 7 月 1 7 日（木） 1 0 : 0 0 ~ 1 1 : 1 0

2 場所

W e b 会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

笹瀬 巖（会長）、大久保 哲夫（会長代理）、長田 三紀、西村 暢史、矢嶋 雅子

(2) 審理官

古賀 康之、三村 義幸

(3) 総務省

（情報流通行政局）

豊嶋 基暢（情報流通行政局長）、近藤 玲子（大臣官房審議官）、井田 俊輔（総務課長）、
佐伯 宜昭（放送政策課長）、西村 邦太（放送政策課企画官）、増原 知宏（放送政策課室長）、
根本 朋生（放送技術課長）

（総合通信基盤局）

湯本 博信（総合通信基盤局長）、翁長 久（電波部長）、飯倉 主税（総務課長）、
小川 裕之（電波政策課長）、五十嵐 大和（移動通信課長）、佐藤 輝彦（移動通信企画官）

(4) 幹事

松下 文宣（総合通信基盤局総務課課長補佐）（電波監理審議会幹事）

柏崎 幹夫（総合通信基盤局総務課課長補佐）（有効利用評価部会幹事）

4 議事模様

(1) 諮問事項

- ① 日本放送協会の配信の実施のためなお準備又は検討を要する放送番組を指定する件の
告示案 （諮問第 1 8 号）

審議の結果、諮問のとおり制定することが適当との答申をした。

【内容】

放送法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 36 号）の施行に向け、日本放送協会の

配信の実施のためなお準備又は検討を要する放送番組を指定する件の告示案について
諮問するもの

- ② 放送法改正に伴う放送法施行規則の一部を改正する省令案等（日本放送協会の配信用
設備の技術基準等に係る制度整備）（諮問第 19 号）

審議の結果、諮問のとおり改正等することが適当との答申をした。

【内容】

放送法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 36 号）の施行に向け、日本放送協会の
配信用設備に係る技術基準等の省令案について諮問するもの

- ③ 日本放送協会放送受信規約の変更の認可（諮問第 20 号）

審議の結果、諮問のとおり認可することが適当との答申をした。

【内容】

放送法改正に伴う日本放送協会放送受信規約の変更の認可申請について諮問するもの

- ④ 日本放送協会放送受信料免除基準の変更の認可（諮問第 21 号）

審議の結果、諮問のとおり認可することが適当との答申をした。

【内容】

放送法改正及び学生を対象とする放送受信料免除の拡大に伴う日本放送協会放送受信
料免除基準の変更の認可申請について諮問するもの

- ⑤ 放送法の改正に伴う日本放送協会の定款の変更の認可（諮問第 22 号）

審議の結果、諮問のとおり認可することが適当との答申をした。

【内容】

放送法改正に伴う日本放送協会定款の変更の認可申請について諮問するもの

(2) 報告事項

- ① 改正電波法に基づく価額競争（オークション）による周波数割当てに向けた検討状況に
ついて、総務省から報告があった。
- ② 審査請求人所属アマチュア局の変更申請に対する拒否処分に係る審査請求の付議の取
消しについて、総務省から報告があった。

（文責：電波監理審議会事務局）